

## 『優Youプラン』ご加入のおすすめ

名古屋税理士協同組合では、日本税理士協同組合連合会の「日本税協連福社会生命共済制度」である「優Youプラン」への加入を推進しております。

今年度（令和5年8月～令和6年7月）は、当組合が推進重点地区に選定されています。

この生命共済制度は、事業主による掛金負担で事業所に所属している方がご加入できる団体定期保険であり、税理士とその税理士事務所に勤務する役職員の方々の福利厚生制度としてご活用いただくことができます。また、当制度は全国規模のスケールメリットを活かしたお手頃な掛金でご加入いただくことができ、更には、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が発生した場合は配当金が還元され、実質的な掛金が軽減されます。

今年度は裏面のとおり「推進策」をご用意しておりますので、是非とも「優Youプラン」へのご加入につきましてご検討を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

新規加入、追加、増額のお申込みには、必ず裏面の「**ご紹介カード**」をご提出ください。

## 最高ランクのスケールメリットを活かした大型保障！ 税理士・従業員の皆様へ 確かな保障を！

### 保障内容

死亡保険金 または 高度障害保険金

### 掛金が安い！

全国の**税理士・税理士事務所職員限定**の保険で、**2万人以上**が加入しているからその・・・

**最高ランクのスケールメリット** ✨

### 配当還付率が高い！

令和3年度は

驚きの  
還付率!!

**4.7% (実績値)**

※配当金が還付されるので、**実質掛金は更に軽減**されます。

### 事務所一括加入型！

審査は**告知のみで  
手続き簡単** 🎵

事務所が負担した従業員の掛金は、**全額損金 (必要経費)**

### 死亡保険金受取

死亡保険金は、「加入者の相続人50%、残り50%は弔慰金等を目的として」事務所が受取ります。

### 加入可能年齢と保険金額

15～70歳 最高保障保険金額 **6,000万円！！**

71～75歳 新規加入（増額含む）の上限 **3,000万円**

76～80歳 更新継続加入者の上限 **1,500万円**

（更新継続加入者は80歳まで。76歳以降は1500万円に自動減額になります。）

【内容に関するお問合せ】  
日本税協連福社会事務局  
（電話 03-5740-0920）

# 名税協『優Youプラン』推進策

【実施期間】 令和5年8月1日～令和6年7月31日まで

## ①紹介税理士（組合員）

※紹介した税理士が加入した場合のみ

5,000円分のギフトカード

## ②新規加入・追加・増額

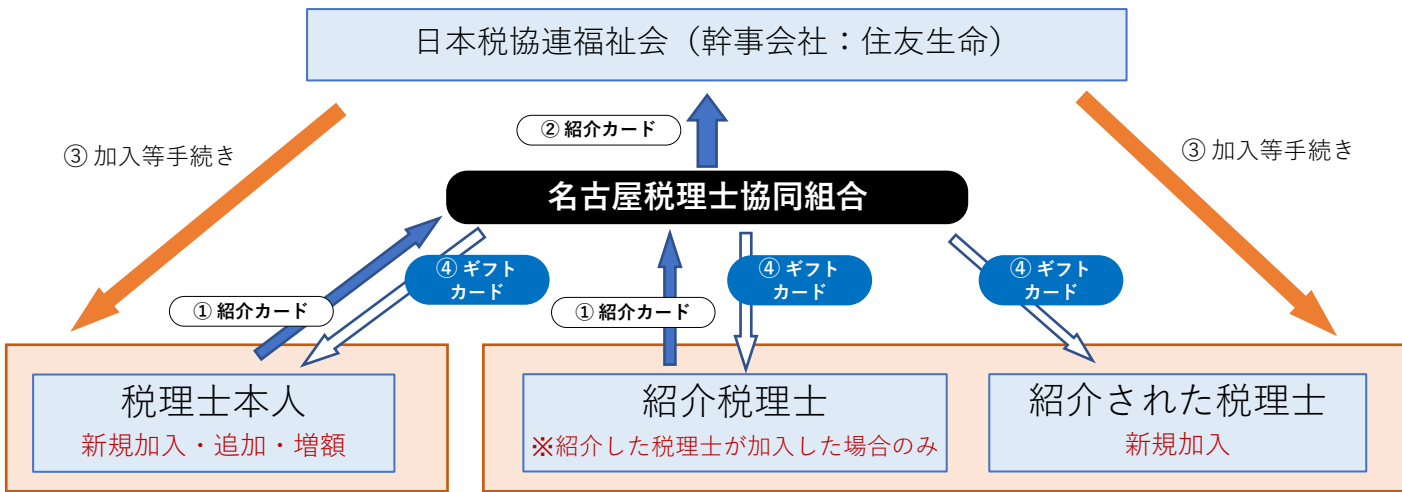
5,000円分のギフトカード

## ③支部奨励策

目標保険金額達成率	奨励金
100%以上	8万円
150%以上	10万円
200%以上	12万円
300%以上	15万円

## 「ご紹介カード」（下記）をご利用ください

★必ず下記の「ご紹介カード」を名古屋税理士協同組合にご提出ください。【契約成立が該当条件です】



名古屋税理士協同組合 事務局 宛  
(FAX: 052-752-5120)

## ご紹介カード

本人の（新規加入・追加・増額）を希望します。

加入検討税理士を紹介します。

「優Youプラン」推進策  
ギフトカードの贈呈は  
契約成立が該当条件です

ご紹介先 \_\_\_\_\_ 先生（ \_\_\_\_\_ 支部）

「優Youプラン」のご案内先として上記税理士を紹介いたしますので、

住友生命のご担当者に連携してください。

住友生命のご担当者に紹介しました。（担当者名 \_\_\_\_\_）

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏名	税理士登録番号	支部
----	---------	----

日本税協連「優Youプラン」「3大疾病保障共済制度」のご案内

日頃は、組合事業にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
「日本税理士協同組合連合会」では、全国の組合員と税理士事務所で働く職員の皆様の福利厚生制度の充実を進めており、従来の「優Youプラン」に加え「3大疾病保障共済制度」が令和3年5月に発足しております。  
受託会社である住友生命保険相互会社「共済制度推進委員」が貴事務所へ訪問の節は職員の皆様への説明の場を設定いただく等ご高配よろしくお願いいたします。 日本税理士協同組合連合会 理事長 鈴木 朋宏

「3大疾病保障共済制度」概要

- がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中になった場合に一時金をお支払い(死亡や高度障害の保障はありません)
- 税理士事務所の税理士・従業員とその配偶者で75歳6か月までの方がお申込みできます!(個人加入型)
- お手頃な掛金→30歳の方の掛金(月額)は保険金額100万円当  
男性:164円・女性:181円
- 令和3年5月制度発足以降「お役に立った保険金」  
7件3600万円お支払い完了
- 剰余金が生じた場合配当金が支払われ実質負担は更に軽減  
※令和4年度の配当実績は負担保険料の約5%



日本  
税協連  
福祉会  
HP

「優Youプラン」概要

- 死亡保険金、高度障害保険金
- 事業所一括加入型(事務所掛け)
- 剰余金が生じた場合配当金が支払われ実質負担は更に軽減  
※令和4年度の配当実績は負担保険料の約39%

税理士事務所での「3大疾病」リスク

令和元年度「優Youプラン」  
死亡保険金支払64件。  
うち3大疾病によるもの51件  
死因の約80%が3大疾病!

がん43件  
心疾患6件  
脳血管疾患2件

(ご参考)  
日本人の3大疾病  
死因割合 約51%

(出典)厚生労働省「平成29年(2017)人口動態統計(確定数)」より



平成29年度約69% 平成30年度約63%  
過去3年平均約71%です!

「がん」についてご存知ですか?

一生のうちに  
男性は3人に2人 女性は2人に1人はがんになる時代!

現在年齢0歳としたときのがん罹患率

性別	40年後	60年後	80年後	生涯
男性	1.2%	7.8%	43.6%	65.5%
女性	2.3%	12.4%	32.8%	50.2%

(出典)国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」(2017年診断データ)より

がんになった方の  
約4人に1人は働く世代!

-がんになった方は年間で約97.7万人  
-うち15歳~64歳の方は約24.7万人

(出典)国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録2017年データ)より

※配当金は収支計算状況(支払保険金の多寡等)により変動します。

※配当金が支払われた場合は、お手頃な掛金の実質的負担が更に軽減されます。なお、記載の還付率は過去のものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由に関わらず配当金は支払われません。

日本税理士協同組合連合会事務局行

(FAX:03-5740-0921)

ご希望項目の□に「レ」を入れてご送信ください

「3大疾病保障共済制度」

- パンフレット送付希望
- 説明が聞きたい(住友生命から連絡します)

「優Youプラン」

- パンフレット送付希望
- 説明が聞きたい(住友生命から連絡します)
- 加入済

氏名 \_\_\_\_\_ (ご担当 \_\_\_\_\_) (税理士登録番号 \_\_\_\_\_)

連絡先TEL \_\_\_\_\_ (連絡希望時間 \_\_\_\_\_ 時頃)



# 「3大疾病保障共済制度」のポイント

がん  
(悪性新生物)

急性  
心筋梗塞

脳卒中

- ①お手頃な掛金!
- ②医師の診査は不要です!
- ③早期発見・安心納得の治療に役立つ 付帯サービス!

ご加入者には「人間ドック紹介予約サービス」「がんセカンドオピニオンサポートサービス」あり。

④オンラインがん相談サービス新設! **NEW!**

がん治療や副作用の悩み、治療に伴う仕事やキャリア、お金・家族など生活の不安を認定アドバイザー(看護師・社労士・キャリアカウンセラー等)に相談できます。

2022年10月以降に、がんを支払事由とする3大疾病保険金を受け取られた方は無料でご利用できます。

⑤生活習慣改善支援プログラム新設! **NEW!**

一人ひとりの健康状態や生活環境に合わせて、医療専門職が最適な健康づくりのプランを提案。

また、2週間に一回の電話面談を通して、実施状況や健康状態を確認し、健康づくりをサポート。

2022年10月以降に、急性心筋梗塞・脳卒中を支払事由とする3大疾病保険金を受け取られた方はご利用(\*)できます。

(\*) 2週間×4回まで無料で5回目以降は有償(最大12回まで延長可能)



加入コースと掛金 3大疾病保険金			本人					
			配偶者 (*) 下記参照					
			1000万円	700万円	500万円	300万円	200万円	100万円
掛 金 月 額 (円)	15歳~35歳	男性	1,640	1,148	820	492	328	164
	S62.11.2~H20.11.1生	女性	1,810	1,267	905	543	362	181
	36歳~40歳	男性	2,740	1,918	1,370	822	548	274
	S57.11.2~S62.11.1生	女性	3,660	2,562	1,830	1,098	732	366
	41歳~45歳	男性	3,040	2,128	1,520	912	608	304
	S52.11.2~S57.11.1生	女性	4,560	3,192	2,280	1,368	912	456
	46歳~50歳	男性	4,610	3,227	2,305	1,383	922	461
	S47.11.2~S52.11.1生	女性	5,280	3,696	2,640	1,584	1,056	528
	51歳~55歳	男性	6,810	4,767	3,405	2,043	1,362	681
	S42.11.2~S47.11.1生	女性	6,470	4,529	3,235	1,941	1,294	647
	56歳~60歳	男性	10,540	7,378	5,270	3,162	2,108	1,054
	S37.11.2~S42.11.1生	女性	7,660	5,362	3,830	2,298	1,532	766
	61歳~65歳	男性	15,680	10,976	7,840	4,704	3,136	1,568
	S32.11.2~S37.11.1生	女性	9,970	6,979	4,985	2,991	1,994	997
	66歳~70歳	男性	22,510	15,757	11,255	6,753	4,502	2,251
	S27.11.2~S32.11.1生	女性	13,780	9,646	6,890	4,134	2,756	1,378
	71歳	男性	27,600	19,320	13,800	8,280	5,520	2,760
	S26.11.2~S27.11.1生	女性	16,430	11,501	8,215	4,929	3,286	1,643
	72歳	男性	29,480	20,636	14,740	8,844	5,896	2,948
	S25.11.2~S26.11.1生	女性	17,380	12,166	8,690	5,214	3,476	1,738
73歳	男性	31,460	22,022	15,730	9,438	6,292	3,146	
S24.11.2~S25.11.1生	女性	18,380	12,866	9,190	5,514	3,676	1,838	
74歳	男性	33,530	23,471	16,765	10,059	6,706	3,353	
S23.11.2~S24.11.1生	女性	19,420	13,594	9,710	5,826	3,884	1,942	
75歳	男性	35,710	24,997	17,855	10,713	7,142	3,571	
S22.11.2~S23.11.1生	女性	20,500	14,350	10,250	6,150	4,100	2,050	
更 新 継 続 加 入 者 用	76歳	男性	38,000	26,600	19,000	11,400	7,600	3,800
	S21.11.2~S22.11.1生	女性	21,630	15,141	10,815	6,489	4,326	2,163
	77歳	男性	40,400	28,280	20,200	12,120	8,080	4,040
	S20.11.2~S21.11.1生	女性	22,810	15,967	11,405	6,843	4,562	2,281
	78歳	男性	42,920	30,044	21,460	12,876	8,584	4,292
	S19.11.2~S20.11.1生	女性	24,040	16,828	12,020	7,212	4,808	2,404
79歳	男性	45,570	31,899	22,785	13,671	9,114	4,557	
S18.11.2~S19.11.1生	女性	25,310	17,717	12,655	7,593	5,062	2,531	
80歳	男性	48,340	33,838	24,170	14,502	9,668	4,834	
S17.11.2~S18.11.1生	女性	26,640	18,648	13,320	7,992	5,328	2,664	

○ 税理士事務所の税理士・従業員とその配偶者で満75歳6か月までの方がお申込みできます!  
(継続加入のときは満80歳6か月以下の方)

※配偶者のみで加入することはできません。(本人の加入が必要です。)

○ 任意加入(個人掛け)となります(掛金は事務所ごとに口座引落し)

○ 保険金額のコース  
・本人: 1000万円・700万円・500万円・300万円・200万円・100万円

・配偶者: 500万円・300万円・200万円・100万円(\*) 上限は本人加入の保険金額

○ 保険期間  
・令和5年5月1日~令和6年4月30日(原則1年ごとに自動更新)

日本税協連福祉会HP↓



- 記載の掛金は確定掛金です。
- 掛金は毎年更新日に見直されます。
- 記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、契約日(令和5年5月1日)現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。
- 保険料と制度運営費を合算して掛金と記載しています。制度運営費は3大疾病保険金100万円あたり20円です。
- 契約団体名は、日本税協連福祉会です。
- ご検討にあたっては商品内容を記載したパンフレットを必ずご覧ください。

ご連絡・ご用命は...

住友生命 名古屋すみれい営業部  
田中 悠

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル17F  
TEL 052-265-5458 携帯 090-6643-9217



## 日本税協連福祉会様からのご依頼で訪問しております 保険金・配当金のお支払いについて

日本税協連福祉会「優 You プラン」の保険金・配当金のお支払い状況につきましてお知らせします

### 死亡保険金のお支払いについて

#### 死亡保険金のお支払い

死亡保険金または高度障害保険金は病気・災害を問わず、また、業務中・業務外を問わず、支払対象となります。

令和4年度  
お役に立った保険金

死亡保険金等 **72 件 5 億 8900 万円**

(死亡保険金 **66 件 5 億 4800 万円** / 高度障害保険金 **6 件 4100 万円**)

### 配当金について

配当金は、本制度において、1年毎に「収支計算」を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。令和5年7月25日(火)に掛金引去口座に着金予定です。

令和4年度(2022年5月~2023年4月)の配当金還付率

約 **3.9%**

配当金は収支計算状況(支払保険金の多寡等)により変動します。配当金が支払われた場合は、お手頃な掛金の実質的負担が更に軽減されます。なお、記載の還付率は過去のものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由に関わらず配当金は支払われません。

日本税協連福祉会「3 大疾病保障共済制度〈個人型〉」の

保険金・配当金のお支払い状況につきましてお知らせします

### 3 大疾病保険金のお支払いについて

#### 3 大疾病保険金のお支払い

所定のがん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中になった場合に一時金をお支払いします。

※死亡や高度障害の保障はありません。

令和4年度  
お役に立った保険金

3 大疾病保険金 **2 件 1500 万円**

\*\*\* なお令和3年5月制度発足以降、3 大疾病保険金は **7 件 3600 万円** お支払い完了しています \*\*\*

### 配当金について

配当金は、本制度において、1年毎に「収支計算」を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。令和5年7月25日(火)に掛金引去口座に着金予定です。


令和4年度(2022年5月~2023年4月)の配当金還付率

約 **5%**

配当金は収支計算状況(支払保険金の多寡等)により変動します。配当金が支払われた場合は、お手頃な掛金の実質的負担が更に軽減されます。なお、記載の還付率は過去のものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由に関わらず配当金は支払われません。

本制度の詳細については、  
パンフレットにて必ずご確認ください。

お届けしたのは・・・

 **住友生命** 名古屋すみれい営業部  
**田中 悠**

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル17F  
TEL 052-265-5458 携帯 090-6643-9217

CG2023-0297

31 諸手続きの締切日

例 月		
手続内容	効力開始日	日本税協連福祉会事務局書類必着日
追加加入	毎月1日	前月10日
増額・減額		
預金口座変更		
脱退		前月20日

更新月		
手続内容	効力開始日	日本税協連福祉会事務局書類必着日
追加加入	5月1日	3月31日
増額・減額		
預金口座変更		
脱退		

なお、締切日を過ぎた加入・脱退等の手続きは次回の加入日・脱退日扱いとなりますので、手続きは速やかにお願いたします。  
また、締切日が土曜・日曜・祝日と重なる場合は、前営業日に繰り上がりますのでご注意ください。

諸手続きについて

ご加入内容に変更が生じた場合は、事務の手引きに綴りこまれている帳票をコピーのうえ  
ご使用ください。  
事務の手引きは毎年3月に各会員事務所あてに1冊送付しています。



送付物について

毎年3月 ▶ パンフレット・事務の手引き・被保険者名簿(更新前のご加入状況です。)  
毎年5月 ▶ 被保険者名簿(更新後のご加入状況です。)  
パンフレット・事務の手引き・5月に送付する被保険者名簿は次回更新時まで保管してください。



お届けしたのは

日本税協連福祉会生命共済制度

# 優 You プラン

(団体定期保険・事業所一括加入型)

## 充実した保障範囲

- 15歳から70歳 最高保障保険金額は **6000万円**
- 71歳から75歳 新規加入・増額可能年齢は **75歳以下**まで  
(加入・増額いただける保険金額の上限は**3000万円**が限度となります。)
- 76歳から80歳 更新継続加入者の保険金額の上限は **1500万円**  
(更新継続加入者は80歳まで。76歳以降は1500万円に自動減額になります。)



剰余金が生じた場合、  
配当金が支払われますので、  
実質負担はさらに軽減されます。

令和3年度の配当実績 (令和4年7月お支払い分)

負担保険料の約**47%**

※配当率は支払時期の前年度決算により決定しますので、将来支払われる配当金額は現時点では確定していません。また、支払保険金の多寡などにより配当金は大きく変動します。「制度のお取扱い」の「配当金」についてもあわせてご覧ください。

お申込みにあたっては、本パンフレット(加入案内用チラシおよび別紙「契約概要・注意喚起情報」)をご覧ください。保障内容、掛金、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。本パンフレットは次回更新日まで大切に保管してください。

事務委託

日本税理士協同組合連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階  
TEL 03-5740-0920 FAX 03-5740-0921



日本税協連福祉会



# 優Youプラン の特徴

- まとまった人数で加入することにより、**お手頃な掛金**で大きな保障が得られます。
- **医師の診査はなく**、告知項目に該当がなければお申込みいただけます。
- 毎年収支計算を行い剰余金が生じた場合は、**配当金**が支払われます。



## 保障内容

死亡保険金または高度障害保険金



### ご加入コース月額掛金 (概算※1)

年齢	性別	6000万円	5000万円	4000万円	3000万円	2500万円	2000万円	1600万円	1500万円	1400万円	1200万円	1000万円	900万円	800万円	700万円	600万円	500万円	400万円	300万円	200万円
15歳~35歳 S62.11.2~H20.11.1生	男性	7,380円	6,150円	4,920円	3,690円	3,075円	2,460円	1,968円	1,845円	1,722円	1,476円	1,230円	1,107円	984円	861円	738円	615円	492円	369円	246円
	女性	5,340円	4,450円	3,560円	2,670円	2,225円	1,780円	1,424円	1,335円	1,246円	1,068円	890円	801円	712円	623円	534円	445円	356円	267円	178円
36歳~40歳 S57.11.2~S62.11.1生	男性	8,940円	7,450円	5,960円	4,470円	3,725円	2,980円	2,384円	2,235円	2,086円	1,788円	1,490円	1,341円	1,192円	1,043円	894円	745円	596円	447円	298円
	女性	7,800円	6,500円	5,200円	3,900円	3,250円	2,600円	2,080円	1,950円	1,820円	1,560円	1,300円	1,170円	1,040円	910円	780円	650円	520円	390円	260円
41歳~45歳 S52.11.2~S57.11.1生	男性	11,520円	9,600円	7,680円	5,760円	4,800円	3,840円	3,072円	2,880円	2,688円	2,304円	1,920円	1,728円	1,536円	1,344円	1,152円	960円	768円	576円	384円
	女性	9,180円	7,650円	6,120円	4,590円	3,825円	3,060円	2,448円	2,295円	2,142円	1,836円	1,530円	1,377円	1,224円	1,071円	918円	765円	612円	459円	306円
46歳~50歳 S47.11.2~S52.11.1生	男性	15,780円	13,150円	10,520円	7,890円	6,575円	5,260円	4,208円	3,945円	3,682円	3,156円	2,630円	2,367円	2,104円	1,841円	1,578円	1,315円	1,052円	789円	526円
	女性	12,300円	10,250円	8,200円	6,150円	5,125円	4,100円	3,280円	3,075円	2,870円	2,460円	2,050円	1,845円	1,640円	1,435円	1,230円	1,025円	820円	615円	410円
51歳~55歳 S42.11.2~S47.11.1生	男性	22,200円	18,500円	14,800円	11,100円	9,250円	7,400円	5,920円	5,550円	5,180円	4,440円	3,700円	3,330円	2,960円	2,590円	2,220円	1,850円	1,480円	1,110円	740円
	女性	16,020円	13,350円	10,680円	8,010円	6,675円	5,340円	4,272円	4,005円	3,738円	3,204円	2,670円	2,403円	2,136円	1,869円	1,602円	1,335円	1,068円	801円	534円
56歳~60歳 S37.11.2~S42.11.1生	男性	31,320円	26,100円	20,880円	15,660円	13,050円	10,440円	8,352円	7,830円	7,308円	6,264円	5,220円	4,698円	4,176円	3,654円	3,132円	2,610円	2,088円	1,566円	1,044円
	女性	19,860円	16,550円	13,240円	9,930円	8,275円	6,620円	5,296円	4,965円	4,634円	3,972円	3,310円	2,979円	2,648円	2,317円	1,986円	1,655円	1,324円	993円	662円
61歳~65歳 S32.11.2~S37.11.1生	男性	47,040円	39,200円	31,360円	23,520円	19,600円	15,680円	12,544円	11,760円	10,976円	9,408円	7,840円	7,056円	6,272円	5,488円	4,704円	3,920円	3,136円	2,352円	1,568円
	女性	25,800円	21,500円	17,200円	12,900円	10,750円	8,600円	6,880円	6,450円	6,020円	5,160円	4,300円	3,870円	3,440円	3,010円	2,580円	2,150円	1,720円	1,290円	860円
66歳~70歳 S27.11.2~S32.11.1生	男性	68,940円	57,450円	45,960円	34,470円	28,725円	22,980円	18,384円	17,235円	16,086円	13,788円	11,490円	10,341円	9,192円	8,043円	6,894円	5,745円	4,596円	3,447円	2,298円
	女性	34,200円	28,500円	22,800円	17,100円	14,250円	11,400円	9,120円	8,550円	7,980円	6,840円	5,700円	5,130円	4,560円	3,990円	3,420円	2,850円	2,280円	1,710円	1,140円
71歳 S26.11.2~S27.11.1生	男性	71歳からは3000万円が限度となります。			44,850円	37,375円	29,900円	23,920円	22,425円	20,930円	17,940円	14,950円	13,455円	11,960円	10,465円	8,970円	7,475円	5,980円	4,485円	2,990円
	女性				22,410円	18,675円	14,940円	11,952円	11,205円	10,458円	8,964円	7,470円	6,723円	5,976円	5,229円	4,482円	3,735円	2,988円	2,241円	1,494円
72歳 S25.11.2~S26.11.1生	男性				49,530円	41,275円	33,020円	26,416円	24,765円	23,114円	19,812円	16,510円	14,859円	13,208円	11,557円	9,906円	8,255円	6,604円	4,953円	3,302円
	女性				24,870円	20,725円	16,580円	13,264円	12,435円	11,606円	9,948円	8,290円	7,461円	6,632円	5,803円	4,974円	4,145円	3,316円	2,487円	1,658円
73歳 S24.11.2~S25.11.1生	男性				54,960円	45,800円	36,640円	29,312円	27,480円	25,648円	21,984円	18,320円	16,488円	14,656円	12,824円	10,992円	9,160円	7,328円	5,496円	3,664円
	女性				27,750円	23,125円	18,500円	14,800円	13,875円	12,950円	11,100円	9,250円	8,325円	7,400円	6,475円	5,550円	4,625円	3,700円	2,775円	1,850円
74歳 S23.11.2~S24.11.1生	男性				61,260円	51,050円	40,840円	32,672円	30,630円	28,588円	24,504円	20,420円	18,378円	16,336円	14,294円	12,252円	10,210円	8,168円	6,126円	4,084円
	女性				30,930円	25,775円	20,620円	16,496円	15,465円	14,434円	12,372円	10,310円	9,279円	8,248円	7,217円	6,186円	5,155円	4,124円	3,093円	2,062円
75歳 S22.11.2~S23.11.1生	男性				68,700円	57,250円	45,800円	36,640円	34,350円	32,060円	27,480円	22,900円	20,610円	18,320円	16,030円	13,740円	11,450円	9,160円	6,870円	4,580円
	女性				34,380円	28,650円	22,920円	18,336円	17,190円	16,044円	13,752円	11,460円	10,314円	9,168円	8,022円	6,876円	5,730円	4,584円	3,438円	2,292円

### ▼ 更新継続加入者用(76歳から80歳の方は新規加入・増額はできません。76歳からは1500万円が限度となります。)

76歳	S21.11.2~ S22.11.1生	男性								38,730円	36,148円	30,984円	25,820円	23,238円	20,656円	18,074円	15,492円	12,910円	10,328円	7,746円	5,164円
		女性								19,140円	17,864円	15,312円	12,760円	11,484円	10,208円	8,932円	7,656円	6,380円	5,104円	3,828円	2,552円
77歳	S20.11.2~ S21.11.1生	男性								43,905円	40,978円	35,124円	29,270円	26,343円	23,416円	20,489円	17,562円	14,635円	11,708円	8,781円	5,854円
		女性								21,420円	19,992円	17,136円	14,280円	12,852円	11,424円	9,996円	8,568円	7,140円	5,712円	4,284円	2,856円
78歳	S19.11.2~ S20.11.1生	男性								50,010円	46,676円	40,008円	33,340円	30,006円	26,672円	23,338円	20,004円	16,670円	13,336円	10,002円	6,668円
		女性								24,180円	22,568円	19,344円	16,120円	14,508円	12,896円	11,284円	9,672円	8,060円	6,448円	4,836円	3,224円
79歳	S18.11.2~ S19.11.1生	男性								57,060円	53,256円	45,648円	38,040円	34,236円	30,432円	26,628円	22,824円	19,020円	15,216円	11,412円	7,608円
		女性								27,510円	25,676円	22,008円	18,340円	16,506円	14,672円	12,838円	11,004円	9,170円	7,336円	5,502円	3,668円
80歳	S17.11.2~ S18.11.1生	男性								65,025円	60,690円	52,020円	43,350円	39,015円	34,680円	30,345円	26,010円	21,675円	17,340円	13,005円	8,670円
		女性								31,500円	29,400円	25,200円	21,000円	18,900円	16,800円	14,700円	12,600円	10,500円	8,400円	6,300円	4,200円

※1.上記掛金は概算掛金です。実際の掛金は、申込締切後に確定し、初回から確定掛金が適用されます。また、掛金は毎年更新日(5月1日)に見直されます。

※2.上記掛金には、死亡保険金100万円あたり35円の制度運営費が含まれています。

※3.上記および表紙に記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日(令和5年5月1日)現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6ヵ月を超えるものは切り上げて、6ヵ月以下のものは切り捨てます。



## 制度のお取扱い

### 加入(増額)対象者・加入手続き

#### a. 加入対象者

日本税協連福祉会の会員および会員事務所の役員・従業員・事務局専従役員職員(「事業所一括加入型」)  
(パートは社会保険加入等定着性がある場合可。アルバイトは除きます。)

で、満14歳6ヵ月超満75歳6ヵ月以下(継続加入のときは満80歳6ヵ月以下)の方。

- 上記年齢は令和5年5月1日現在の年齢となります。左記月額掛金表の生年月日でご確認ください。(中途加入に際しても同じ)
- 上記加入対象者でない方はご加入・ご継続できません。
- 万一、加入者が加入対象者でないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても保険金は支払われません。
- 満75歳6ヵ月を超える方は新規加入・増額できません。
- ご家族(家族専従者を除く)はご加入できません。

#### b. 告知

ご加入(増額)の際には、健康に関する告知をしていただきます。

#### c. 同意確認

ご加入(増額)にあたり、会員事務所は、その役員・従業員・事務局専従役員およびパートの方から、保障内容、保険金額、および会員事務所が保険金の一部の受取人となることについて同意確認(署名)をいただく必要があります。加入(増額)申込書に所定事項を記入し、ご加入者にご署名いただいでください。

### 保険期間

a. 令和5年5月1日から令和6年4月30日までの1年間が保険期間です。

b. 保険期間途中の加入者は、加入した日から上記保険期間末日までが初年度の保険期間となります。

保険期間途中の中途増額分についても同様です。

※お申し出がない場合には、毎年更新日(保険期間末日の翌日)に自動更新されます。

### 加入(増額)日

毎月1日が加入(増額)日=保障開始日となります。

### 加入コースと掛金

a. 掛金の負担は会員事務所となります。

b. 月額掛金表のとおり、男女別・年齢群団別になっています。従業員の死亡退職金・弔慰金等の準備として、事業主の方は必要保障額により、それぞれ保険金額を設定ください。

c. 月額掛金額は更新日現在(毎年5月1日)の年齢に基づいて決定されます(月額掛金表参照)。また、更新時において年齢群団が1ランクあがるご加入者については、掛金が自動的にアップすることになりますので、ご了承願います。

### 掛金の払込み

a. 掛金の払込みは収納代行会社「株式会社シーエスエス」(略称CSS)に委託して、ご指定の金融機関預金口座より当月分掛金を当月27日(土日祝祭日の場合翌営業日)に自動的に引き落としいたします。

b. 掛金の口座引き落としが不能のときは翌月27日(土日祝祭日の場合翌営業日)に2ヵ月分の引き落としのご案内を行います。

なお、2ヵ月連続で払込みがない場合は、未入金月の1日に遡って本制度より自動的に脱退となり、保険効力も失われますのでご注意ください。

### 配 当 金

毎年契約団体ごとに保険期間(1年間)の収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、配当金が各会員事務所に支払われますが本制度の安定、拡充のために配当金の一部を充当することがあります。

※毎年支払われる配当金は変動し、支払われない場合もあります。

※保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

### 保険金の受取り

a. 死亡保険金(高度障害保険金)の遺族(ご加入者)への支払いは会員事務所を経由して行います。

b. 死亡保険金は保険金額の50%をご加入者の民法上の相続人が受取るものとし、残りは会員事務所が受取り、弔慰金等に活用します。

高度障害保険金の場合も保険金額の50%をご加入者が受取るものとし、残りは会員事務所が受取り、ご加入者の生活保障等に活用します。  
なお、個人事業主が死亡した場合、会員事務所受取分は、配偶者・子(子が死亡している場合は、その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順位に従ってお支払いさせていただくこととなります。

c. 死亡保険金請求の際には、請求書面上にご加入者の労働基準法による相続人(遺族補償を受けるべき方)の了知(署名・押印)が必要です。高度障害保険金の請求の際には、請求書面上にご加入者本人の了知(署名・押印)が必要です。

### 脱 退

a. ご加入者が死亡された場合、高度障害保険金が支払われた場合、または退職などで加入対象者ではなくなった場合は、本制度から脱退となります。

b. 日本税協連福祉会を退会される場合は、福祉会会則に基づき本制度の脱退手続きをお願いします。

a. bいずれも脱退通知書のご提出が必要です。





## 保険金の請求手続きについて

保険金をご請求される場合は、日本税協連福祉会事務局宛ご連絡ください。  
ご請求に必要な書類及び手続き方法についてご案内いたします。

### 支払われる保険金(保障の内容)

#### 死亡保険金

ご加入者が保険期間中に、死亡されたとき

#### 高度障害保険金

ご加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態になられたとき

##### ●高度障害状態【具体的事例】

- 1 完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合
- 2 ・声帯すべてをてき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合  
・あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
- 3 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても(杖歩行やスプーン等を用いての食事など)下記①～⑦すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合  
①食物摂取 ②排便・排尿 ③排便・排尿の後始末 ④衣服着脱 ⑤起居 ⑥歩行 ⑦入浴
- 4 両腕について、手首以上で切断したか、手の3大関節(肩関節・ひじ関節・手関節)がすべてまったく動かなくなった場合
- 5 両足について、足首以上で切断したか、足の3大関節(また関節・ひざ関節・足関節)がすべてまったく動かなくなった場合
- 6 片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節(また関節・ひざ関節・足関節)がすべてまったく動かなくなった場合
- 7 片方の手の3大関節(肩関節・ひじ関節・手関節)がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※死亡保険金または高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でそのご加入者の保障が終了します。

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。

「高度障害状態」についての詳細は、[別紙](#)の住友生命ホームページ「保険金等支払関係の主な約款規定(抜粋)」にも掲載していますので、ご参照ください。

⚠️ 保険金が支払われない場合があります。詳しくは、[別紙](#) 注意喚起情報「5. 保険金が支払われない場合について」を必ずご確認ください。



## 税務について

#### 掛金の税務

会員事務所が負担した掛金は、福利厚生費として全額損金(必要経費)に算入できます。

ただし、個人事業主が本人および事業主と生計を一にする親族(青色専従者)にかかる掛金を負担した場合は必要経費とならず、掛金のうちの保険料(配当金がある場合は配当金を差引いた金額)が一般生命保険料控除の対象となります。

昭和47年2月14日付直審3-7、法人税基本通達9-3-5-9-3-6の2・2-2-14、所得税基本通達36-31の2・36-31の4、所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2

#### 死亡保険金の税務(会員事務所受取分の税務)

経理上いったん益金(個人事業主の場合は事業所得の収入金額)として計上し、死亡退職金・弔慰金としてご加入者の遺族に支給したとき損金(必要経費)に算入します。ただし、個人事業主が事業主と生計を一にする親族(青色専従者)にかかる保険金を受取った場合は一時所得となります。

会員事務所経由で相続人に支給された死亡退職金・弔慰金については、以下の金額まで相続税法上非課税です。超える部分は相続税が課せられます。

- 死亡退職金..... 法定相続人数×500万円
- 弔慰金..... 業務上死亡の場合、月収の3年分  
業務外死亡の場合、月収の6ヵ月分

相続税法第3条第1項2・第12条第1項5,6、所得税法施行令第30条第1項1、所得税基本通達9-23、相続税基本通達3-20

#### 高度障害保険金の税務(会員事務所受取分の税務)

いったん益金(個人事業主の場合は事業所得の収入金額)として計上し、社会通念上妥当な額を(災害)見舞金としてご加入者に支給したとき、その支給額を損金(必要経費)に算入します。ご加入者に支給された給付金は社会通念上妥当な金額については非課税です。

所得税法施行令第30条第1項1,3、所得税基本通達9-21・9-23

#### 配当金の税務

会員事務所が従業員のために負担した掛金について、配当金が支払われた場合は益金(個人事業主の場合は事業所得の収入金額)に算入します。

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、令和4年6月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

# 日本税協連福祉会 3大疾病保障共済制度[個人型]の ご案内

## 団体3大疾病保障保険

### 制度の特徴

#### 3大疾病

所定の **がん(悪性新生物)** **急性心筋梗塞** **脳卒中**

になった場合に一時金をお支払いします。

※死亡や高度障害の保障はありません。

■ **税理士事務所の税理士・従業員とその配偶者で75歳6か月までの方がお申込みできます!(個人加入型)**

※配偶者のみで加入することはできません。(本人の加入が必要です。)



### 「3大疾病保障共済制度」のポイント

#### ①お手頃な掛金!

3大疾病が対象のシンプルな保障と、全国団体のスケールメリットにより、お手頃な掛金となっています。  
30歳の方が準備する場合の掛金(月額)は保険金額100万円あたり

男性: **164円** 女性: **181円**

#### ②医師の診査は不要です!

医師の診査はなく、告知項目に該当がなければお申込みいただけます。

#### ③「早期発見」「安心納得の治療」に役立つ 付帯サービス!

- ・加入した方であれば「**人間ドック紹介予約サービス**」「**がんセカンドオピニオンサポートサービス**」をご利用いただけます。
- ・がん(悪性新生物)を支払事由とする3大疾病保険金を受取られた方は「**オンラインがん相談サービス**」をご利用いただけます。
- ・急性心筋梗塞・脳卒中を支払事由とする3大疾病保険金を受取られた方は「**生活習慣改善支援プログラム**」をご利用いただけます。



### ご意向(ニーズ)確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレット(加入案内用チラシ、別紙「契約概要・注意喚起情報」)をご覧いただき、**保障内容、掛金、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。**

⚠ 本パンフレットは次回更新日まで大切に保管してください。



## 日本税協連福祉会

事務委託

## 日本税理士協同組合連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8日本税理士会館4階

Tel.03-5740-0920 Fax.03-5740-0921



## ご加入コース 月額掛金(概算)

～ 希望に沿った保障額を準備できるよう、さまざまなコースをご用意しております ～

内容	保険金	本人						
		万円		万円		万円		
3大疾病により、所定の条件に該当されたとき	3大疾病保険金	1000	700	500	300	200	100	
		掛金月額(円)	15歳～35歳 S62.11.2～H20.11.1 生	男性	1,640	1,148	820	492
女性	1,810			1,267	905	543	362	181
36歳～40歳 S57.11.2～S62.11.1 生	男性		2,740	1,918	1,370	822	548	274
	女性		3,660	2,562	1,830	1,098	732	366
41歳～45歳 S52.11.2～S57.11.1 生	男性		3,040	2,128	1,520	912	608	304
	女性		4,560	3,192	2,280	1,368	912	456
46歳～50歳 S47.11.2～S52.11.1 生	男性		4,610	3,227	2,305	1,383	922	461
	女性		5,280	3,696	2,640	1,584	1,056	528
51歳～55歳 S42.11.2～S47.11.1 生	男性		6,810	4,767	3,405	2,043	1,362	681
	女性		6,470	4,529	3,235	1,941	1,294	647
56歳～60歳 S37.11.2～S42.11.1 生	男性		10,540	7,378	5,270	3,162	2,108	1,054
	女性		7,660	5,362	3,830	2,298	1,532	766
61歳～65歳 S32.11.2～S37.11.1 生	男性		15,680	10,976	7,840	4,704	3,136	1,568
	女性		9,970	6,979	4,985	2,991	1,994	997
66歳～70歳 S27.11.2～S32.11.1 生	男性		22,510	15,757	11,255	6,753	4,502	2,251
	女性		13,780	9,646	6,890	4,134	2,756	1,378
71歳 S26.11.2～S27.11.1 生	男性		27,600	19,320	13,800	8,280	5,520	2,760
	女性		16,430	11,501	8,215	4,929	3,286	1,643
72歳 S25.11.2～S26.11.1 生	男性		29,480	20,636	14,740	8,844	5,896	2,948
	女性		17,380	12,166	8,690	5,214	3,476	1,738
73歳 S24.11.2～S25.11.1 生	男性	31,460	22,022	15,730	9,438	6,292	3,146	
	女性	18,380	12,866	9,190	5,514	3,676	1,838	
74歳 S23.11.2～S24.11.1 生	男性	33,530	23,471	16,765	10,059	6,706	3,353	
	女性	19,420	13,594	9,710	5,826	3,884	1,942	
75歳 S22.11.2～S23.11.1 生	男性	35,710	24,997	17,855	10,713	7,142	3,571	
	女性	20,500	14,350	10,250	6,150	4,100	2,050	
更新継続加入者用	76歳 S21.11.2～S22.11.1 生	男性	38,000	26,600	19,000	11,400	7,600	3,800
		女性	21,630	15,141	10,815	6,489	4,326	2,163
	77歳 S20.11.2～S21.11.1 生	男性	40,400	28,280	20,200	12,120	8,080	4,040
		女性	22,810	15,967	11,405	6,843	4,562	2,281
	78歳 S19.11.2～S20.11.1 生	男性	42,920	30,044	21,460	12,876	8,584	4,292
		女性	24,040	16,828	12,020	7,212	4,808	2,404
	79歳 S18.11.2～S19.11.1 生	男性	45,570	31,899	22,785	13,671	9,114	4,557
		女性	25,310	17,717	12,655	7,593	5,062	2,531
	80歳 S17.11.2～S18.11.1 生	男性	48,340	33,838	24,170	14,502	9,668	4,834
		女性	26,640	18,648	13,320	7,992	5,328	2,664

- ⚠️ 記載の掛金は概算掛金です。実際の掛金は申込締切後に確定し、初回から確定掛金が適用されます。また、掛金は毎年更新日(5月1日)に見直されます。
- 記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日(令和5年5月1日)現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。
- 左記掛金には3大疾病保険金100万円あたり20円の制度運営費が含まれています。

76歳から80歳の方は、新規加入・増額はできません。



### 付帯サービス 以下のサービスを無料で利用することができます。

人間ドック 紹介予約サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○提携医療施設(全国約800機関)での人間ドックの受診を、お申し込みから予約確認まで代行するサービスです。</li> <li>○人間ドックは、通常料金の5～20%程度割引の優待料金で受診いただけます。</li> <li>※割引が適用される医療機関がない地域もあります。</li> <li>※同じ医療機関でも検査内容によっては割引が適用されない場合もあります。</li> <li>※付帯サービスは、株式会社ウェルネス医療情報センターが提供します。</li> <li>※付帯サービスは、令和3年6月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止することがあります。</li> </ul>	
がんセカンドオピニオン サポートサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○がんに特化したセカンドオピニオン対応医療機関の窓口を紹介するサービスです。</li> <li>○症状やお住まいの地域に合わせた医療機関の情報を、電話にて提供します。</li> <li>○ご紹介の対象となる医療機関は全国約2万機関(うち、がん拠点病院は約400機関)です。</li> <li>※付帯サービスは、株式会社ウェルネス医療情報センターが提供します。</li> <li>※付帯サービスは、令和3年6月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止することがあります。</li> </ul>	
オンライン がん相談サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○がん治療や副作用の悩み、治療にともなう仕事やキャリア、お金・家族など生活の不安を認定アドバイザー(看護師、社労士、キャリアカウンセラー等)にいつでも相談できます。</li> <li>○匿名で利用が可能です。</li> <li>※2022年10月以降に、がんを支払事由とする3大疾病保険金を受取られた方がご利用いただけます。</li> <li>※付帯サービスは、株式会社ZINEが提供します。</li> <li>※付帯サービスは、令和4年10月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止することがあります。</li> <li>※ご利用は被保険者さまのご家族も可能ですが、相談は被保険者さまの治療やライフスタイルに関する内容に限ります。</li> </ul>	
生活習慣改善支援 プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一人ひとりの健康状態や生活環境に合わせて、医療専門職(看護師・理学療法士・管理栄養士等)が最適な健康づくりのプランを提案します。</li> <li>○2週間に1回の電話面談を通して、実施状況や健康状態を確認し、健康づくりをサポートします。2週間×4回まで無料で、5回目以降は有償となり、最大12回まで延長可能です。</li> <li>※2022年10月以降に、急性心筋梗塞・脳卒中を支払事由とする3大疾病保険金を受取られた方がご利用いただけます。</li> <li>※付帯サービスは、株式会社PREVENTが提供します。</li> <li>※付帯サービスは、令和4年10月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止することがあります。</li> </ul>	

# 制度のお取扱い

## 加入対象者

- 【本人】 日本税協連福祉会の会員および会員事務所の役員・従業員、事務局専従役員で満14歳6か月超75歳6か月以下(継続加入のときは満80歳6か月以下)の方  
(パートは社会保険加入等定着性がある場合可。アルバイトは除きます。)
- 【配偶者】 本人の戸籍上の配偶者で満18歳以上75歳6か月以下(継続加入のときは満80歳6か月以下)の方  
※令和4年4月1日時点で満16歳以上の女性は上記の年齢に満たない場合でもご加入いただけます。
- 上記年齢は令和5年5月1日現在の年齢となります。なお、中途加入に際しても左記月額掛金表の生年月日でご確認ください。

### ⚠ 加入に際しての留意事項

- 加入対象者ではない方は加入できません。
- 万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても、保険金は支払われません。
- 満75歳6か月を超えて継続加入される方は、保険金額を増額できません。
- 配偶者が加入される場合は、以下の点にご留意ください。
  - ・配偶者のみで加入することはできません。(本人の加入が必要です。)
  - ・本人より高い保険金額のコースには加入できません。

## 告知

ご加入(または増額)の際には、健康に関する告知をしていただきます。

## 保険期間

令和5年5月1日から令和6年4月30日までの1年間です。  
※保険期間途中の加入者は、加入した日から上記保険期間末日までが、初年度の保険期間となります。  
※お申し出がない場合には、毎年更新日(保険期間末日の翌日)に自動更新されます。

## 加入(増額)日

毎月1日が加入(増額)日=保障開始日となります。(加入前月10日までに日本税協連福祉会事務局に加入申込書をご提出ください。ただし、更新月(5月)のご加入につきましては、3月31日が書類必着日となります。)

## 脱退

次の場合は、この3大疾病保障共済制度から脱退となりますので、所定の用紙にて脱退手続きをおとりください。なお、ご本人が脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。(脱退前月20日までに日本税協連福祉会事務局に脱退通知書をご提出ください。ただし、更新月(5月)の脱退につきましては、3月31日が書類必着日となります。)

### a. 死亡された場合、保険金が支払われた場合、または以下に該当された場合

- 【本人】 退職などで加入対象者ではなくなった場合  
【配偶者】 本人が脱退された場合、または離婚などで加入対象者ではなくなった場合

### b. 日本税協連福祉会を退会される場合

## 掛金の払込み

- a. 掛金の払込みは収納代行会社「株式会社シーエスエス」(略称CSS)に委託して、ご指定の金融機関預金口座より当月分掛金を当月27日(土日祝祭日の場合翌営業日)に自動的に引き落としいたします。
- b. 掛金の口座引き落としが不能のときは翌月27日(土日祝祭日の場合翌営業日)に2か月分の引き落としのご案内を行います。なお、2か月連続で払込みがない場合は、未入金月の1日に遡って本制度より自動的に脱退となり、保険効力も失われますのでご注意ください。

## 配当金

毎年契約団体ごとに保険期間(1年間)の収支計算を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。  
※毎年支払われる配当金は変動し、支払われない場合もあります。  
※保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

## 保険金の受取人、保険金の請求など

- 保険金の受取人  
加入者(保障の対象となる方)自身
- 保険金の請求と代理請求
  - ・保険金は、当会を通じて保険会社に請求します。
  - ・加入者が、傷害または疾病により請求の意思表示ができない、疾病名の告知を受けていない等により保険金を請求できないときは、代理請求人が加入者の代理人として保険金を請求できます。  
代理請求人は請求時において所定の要件を満たす必要があります。  
※別紙「支払に関する補足説明」の「代理請求人」をご確認ください。
- 保険金をご請求される場合は、日本税協連福祉会事務局宛ご連絡ください。



## その他



- 更新月(5月)は加入・脱退以外のご変更につきましても、3月31日が書類必着日となります。
- この共済制度は、日本税協連福祉会が生命保険会社と締結した団体3大疾病保障保険契約に基づき運営いたします。  
なお、この制度は、日本税理士協同組合連合会に事務委託しております。

## 税務について

- 加入者が負担した保険料(配当金がある場合は配当金を差し引いた金額)は介護医療保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。
- 受け取られた保険金は、所得税法上全額非課税となります。

※ 個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、令和4年6月現在の税制に基づいています。  
今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

## 支払われる保険金(保障の内容)

保険金	疾病	支払対象となる場合
3大疾病保険金 (注1・2)	がん 〔悪性新生物〕 (注3)	加入者が保険期間中(ただし加入日から90日以内を除く)に、 <b>生まれて初めて</b> 所定のがん(悪性新生物) <sup>(※)</sup> になったと医師によって診断確定 <sup>(注5)</sup> されたとき。
	急性心筋梗塞 (注4) 	加入者が加入日以後の疾病を原因として保険期間中に発病した所定の急性心筋梗塞 <sup>(※)</sup> により、次のいずれかに該当されたとき。 ア. 急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする手術 <sup>(※)</sup> を受けられた。 イ. 初診日 <sup>(注6)</sup> から起算して <b>60日以上</b> 、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された。
	脳卒中 	加入者が加入日以後の疾病を原因として保険期間中に発病した所定の脳卒中 <sup>(※)</sup> により、次のいずれかに該当されたとき。 ア. 脳卒中の治療を直接の目的とする手術 <sup>(※)</sup> を受けられた。 イ. 初診日から起算して <b>60日以上</b> 、言語障害・運動失調・まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された。

(注1) 死亡や高度障害の保障はありません。

(注2) いずれかの疾病によって保険金が支払われた時点でその加入者の保障は終了し、再加入はできません。なお、配偶者が加入されている場合には、本人の保障が終了したとき、配偶者の保障も自動的に終了します。

(注3) 上皮内新生物、悪性黒色腫以外の皮膚がん(悪性新生物)は支払対象となりません。

(注4) 狭心症等は支払対象となりません。

(注5) 診断確定とは、医師によって「病理組織学的所見(生検)等により診断確定された」ことを指します。

(注6) 初診日とは、診察・検査・治療・投薬のいずれを問わず、初めて医師にかかって診察を受けた日をいいます。

なお、何らの自覚的症状がなく、健康診断を目的とする検査を受けたのみでは、「医師の診察を受けた」ことには該当しません。

※「がん(悪性新生物)」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「手術」については、別紙「支払に関する補足説明」をご確認ください。

### ⚠ お申し出による無効の取扱い

以下のいずれかに該当する場合は、加入者から当会を通じ保険会社に申し出ることにより契約を無効とすることができます。この場合、保険金は支払われず、払込んだ掛金は返金されます。

① 加入日から90日以内にかん(悪性新生物)と診断確定された場合

この場合のお申し出の期限は、診断確定された日から1年となります。

② 加入日前にかん(悪性新生物)と診断確定され、その事実を知らずに加入した場合

この場合のお申し出の期限は、その事実を保険会社が把握したのちに、保険会社が当会あてに無効とできる旨の通知をした日から30日となります。

※ お申し出がないときは、保障を継続します。この場合、急性心筋梗塞と脳卒中の2疾病のみの保障となり、掛金の変更はありません。

※ 告知義務違反や重大事由により契約が解除となる場合など、無効のお申し出をできないことがあります。

※ 保険金が支払われない場合があります。詳しくは、別紙「注意喚起情報」の「5. 保険金が支払われない場合について」を必ずご確認ください。

お届けしたのは